

平成30年1月

全国通訳案内士 各位

観光庁 観光資源課

登録事項の変更に係る手続について

平素は観光行政にご理解、ご厚誼を賜り、誠にありがとうございます。

さて、皆様におかれましては、通訳案内士法に基づき、各都道府県において「通訳案内士（現：全国通訳案内士）」として登録を行っているところですが、各都道府県において管理されている全国通訳案内士の登録情報（氏名・住所等の登録事項）に変更が生じた場合でも、適正な手続がとられていないケースが一部に見受けられます。

この場合、登録事項に変更が生じた場合には、登録している各都道府県（他の都道府県へ転居した場合は、転居先の都道府県）に登録事項の変更届出を行う必要があります。（通訳案内士法第23条）

各都道府県において管理する全国通訳案内士の登録情報は、皆様の連絡先を管理する唯一の情報となりますので、変更があった場合は、必ず手続きしていただきますよう、お願いいたします。

また、通訳案内士登録情報検索サービスに登録されている「基本情報」（名前、住所等）については、原則、都道府県に登録している情報を基に構築しております。当該システムにおいて住所等の変更を行う場合についても、改めて各都道府県の窓口にてお手続きいただきますよう、お願いいたします。

なお、住所変更等の登録事項の変更手続に関する詳細のお問い合わせについては、お住まいの各都道府県までご確認下さい。